

障 障 発 1 0 0 1 第 2 号  
平 成 2 6 年 1 0 月 1 日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」  
の一部改正について

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）が平成26年10月1日から施行されることに伴い、「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別添のとおり改正し、同日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、管内市町村等に対する周知につき配慮されたい。